

議員派遣の件

平成29年12月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

長久手市議会議員研修

- 1 目的
議員の資質及び政策形成能力の向上
- 2 派遣場所
名古屋大学減災連携研究センター
- 3 期間
平成30年1月31日（水）の1日
- 4 派遣議員
全議員